

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年9月

広島市人事委員会



広人委調第21号
令和5年9月29日

広島市議会議長 母谷龍典様

広島市長 松井一實様

広島市人事委員会

委員長 飯田恭示

職員の給与等に関する報告及び勧告

広島市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

報告及び勧告

別紙第1 報 告	1
1 本市職員の給与の状況	1
2 民間給与の状況	2
3 本市職員の給与と民間給与との比較	4
4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較	5
5 物価・生計費	5
6 人事院の給与等報告及び勧告の概要	5
7 むすび	7
別紙第2 勧 告	13

参考資料

1 職員給与関係資料	17
2 民間給与関係資料	57
3 労働経済関係資料	75

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月 30 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、本市職員の給与等の実態及び本市内民間事業所の従業員の給与等職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。その結果の概要を次のとおり報告する。

1 本市職員の給与の状況

本委員会は、本市職員（技能業務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月 1 日を調査基準日として「令和 5 年広島市職員給与等実態調査」を実施した。

〔参考資料第 1 表～第 9 表（18 頁～55 頁）〕

本市職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、消防職、教育職及び医療職の 4 種類 9 給料表の適用を受ける。その職員数は 12,002 人である。このうち、行政職給料表の適用を受ける職員は 5,649 人であり、その平均給与月額等は、次表のとおりである。

項 目	内 容	項 目	内 容	
人 員	5,649 人	平均経験年数	17.3 年	
平均給与月額	365,053 円	性別構成比	男性	55.2 %
	給 料		309,649 円	女性
扶養手当	7,103 円	学歴別構成比	大 学 卒	74.9 %
地 域 手 当	32,563 円		短 大 卒	10.7 %
その他の手当	15,737 円		高 校 卒	14.4 %
平均年齢	39.4 歳		中 学 卒	0.1 %

(注) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100 とならない場合がある。

2 民間給与の状況

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の649の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した177の事業所について、人事院、広島県人事委員会等と共同して「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、常勤の従業員のうち、本市の行政職給料表適用職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種5,959人及び医療関係、教育関係等54職種458人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の調査結果は、次のとおりである。

[参考資料第10表～第17表（59頁～73頁）]

(1) 初任給

民間における本年度の初任給及びその改定状況は、参考資料第11表（60頁）及び第12表（61頁）のとおりである。

(2) 給与月額

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第13表（62頁～71頁）のとおりである。

(3) 家族（扶養）手当

民間における家族手当の支給状況は、参考資料第14表（72頁）のとおりである。

(4) 在宅勤務関連手当

民間における在宅勤務関連手当の支給状況は、参考資料第15表（72頁）のとおりである。

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給状況を調査した結果は、第1表に示すとおりである。

第1表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等	技能・労務等
		従 業 員	従 業 員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	371,761 円	278,317 円
	上半期 (A2)	380,782 円	286,957 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	801,514 円	516,555 円
	上半期 (B2)	892,700 円	576,588 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.16 月分	1.86 月分
	上半期 (B2/A2)	2.34 月分	2.01 月分
年 間 の 平 均		4.48 月分	

(注) 1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を本市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 本市の場合、現行の年間支給割合は、平均で4.40月分である。

(6) 給与改定の状況等

民間における本年の給与改定の状況及び定期昇給の実施状況は、第2表及び第3表に示すとおりである。

第2表 民間における給与改定の状況

項目 役職 段階	ベースアップ	ベースアップ	ベースダウン	ベース改定
	実施	中止		の慣行なし
係 員	% 48.0	% 1.7	% 1.5	% 48.8
課 長 級	32.4	7.8	1.5	58.2

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係員	90.5	90.5	31.9	1.3	57.2	0.0	9.5
課長級	80.8	80.8	25.3	1.3	54.2	0.0	19.2

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

3 本市職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本市職員においては本年度の新規学卒の採用者及び保育士を除く行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員のうち本年度の新規学卒の採用者を除くものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果は、第4表に示すとおりであり、本年は、本市職員の給与が民間給与を1人当たり平均3,419円(0.91%)下回っていた。

第4表 本市職員の給与と民間給与との較差

民間給与 ①	本市職員の給与 ②	較差 ①-②(円) ($\frac{①-②}{②} \times 100$)(%)
377,600 円	374,181 円	3,419 円 (0.91%)

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
 2 本市職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者及び保育士を除く。

(2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、前記2の(5)第1表(3頁)に示すとおり、年間で所定内給与月額 4.48 月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合(4.40月分)が民間における特別給の年間支給割合を 0.08 月分下回っていた。

4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較

総務省の「令和4年地方公務員給与実態調査」によると、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市の一般行政職の給料月額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較すると、国家公務員の指数を100とした場合の本市職員の指数は99.9である。

5 物価・生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、広島市では3.8%上昇しており、全国でも3.5%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の広島市の2人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり327,745円となっている。

[参考資料第18表(75頁～76頁)]

6 人事院の給与等報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づき、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の勤務時間について勧告するとともに、一般職の職員の給与について報告及び勧告した。

なお、人事院勧告・報告の概要については6頁のとおりである。

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をとする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
[月額:3,000円]
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

7 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の決定に係る基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員の給与水準と民間の給与水準とを均衡させること（民間準拠）を基本にして、公務員給与について社会一般の情勢に適応した適正な水準を確保する機能を有している。

本年においては、前記3の(1)のとおり、本市職員の給与が民間給与を3,419円(0.91%)下回っていることから、本委員会では、この較差を解消するため、民間事業所の状況等を勘案し、本市職員の実態に応じて給料表を改定することにより、本市職員の月例給を引き上げることが適当であると判断した。

このため、給与改定に当たっては、民間における初任給の動向や、人事院勧告における若年層の俸給月額の改定傾向を踏まえ、行政職給料表適用職員の給与について、前述の民間給与との較差を解消する措置を講ずるとともに、他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員との均衡を図る措置を講ずる必要がある。

また、前記3の(2)のとおり、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合が民間における特別給の年間支給割合を0.08月分下回っており、本委員会では、0.05月単位で改定の勧告を行ってきていることから、民間における特別給の支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

(2) 人事管理に関する課題

近年、我が国では、少子高齢化により生産年齢人口の減少が進行するとともに、仕事と生活の在り方における労働者の意識や価値観が変化する中で、個々のニーズはより多様化しており、労働生産性の向上や個々のニーズを考慮した柔軟な働き方を可能とする勤務環境が求められている。また、公務現場においては、頻発する災害や行政分野におけるデジタル化の推進などの様々な課題に的確に対応するため、限られた人材・財源の下で迅速かつ効率的な行政運営を行うことが求められている。

しかしながら、本市の職員採用試験における受験者は減少傾向にあり、若年層の離職者が増加している。こうした状況を踏まえると、今後

も持続的に質の高い行政サービスを提供するためには、有為な人材の確保・育成、職員一人一人がやりがいを持って職務を遂行し、その能力を十分に発揮できる勤務環境の整備が急務であると考えます。

また、本年度から定年が段階的に引き上げられることに伴い、在職期間の長期化や役職定年制を踏まえた組織運営・人事管理もこれまで以上に重要となってくる。

以上の状況を踏まえ、本市の人事行政の諸課題について、以下のとおり言及する。

ア 人材の確保・育成

社会情勢の変化に伴い行政課題や市民ニーズがますます複雑化・多様化する中、限られた人材・財源の下で今後も持続的に質の高い行政サービスを提供するためには、有為な人材の確保に努めるとともに、職員一人一人の持つ能力を最大限に引き出し、主体性や問題解決能力を高めること等により組織力の向上を図ることが必要である。

人材の確保については、職務経験者及び就職氷河期世代を対象とした職員採用試験において、本年度から民間企業での利用実績が高い適性検査を導入し、令和6年度からは、I種採用試験の行政事務においても新たな試験区分を設け、同様の適性検査を実施する予定としている。こうした試験内容の見直しにより、これまでのような公務員試験対策が不要になるなど受験者の負担軽減に資することから、受験者の増加につながることも期待されており、今後も国や他の地方公共団体の動向も注視し、職員採用試験の在り方について検討していく必要がある。有為な人材を確保していくためには、職員が働きたいと思えるような魅力ある勤務環境づくりに取り組むとともに、デジタル技術を活用した情報発信やインターンシップの充実などを通じて、採用広報活動の更なる拡充を図らなければならない。

また、人材の育成については、各職場等でのOJTや研修を通じて技術や経験を着実に継承していくこと、適材適所の人員配置を通じてキャリア形成への意欲や職務遂行能力を高めていくこと等が必要である。特に、職務遂行能力の多くは各職場における日常業務を通じて養われるものであるから、管理監督者には、各職員に求められる役割や能力を明確に示すとともにそれに応じた目標を設定させ、職員にやりがいや成長を感じさせること等を通じて部下職員の能力を向上させることが求められる。そのためには、管理監督者には、部下職員の能力、実績等を適切に評価する等の人材マネジメント能力の底上げ

を図ることが重要である。加えて、今後の職員構成の中長期的な変容を踏まえ、職員が高齢期まで見据えたキャリア形成・働き方を意識できるようにすることも必要である。

さらに、行政のデジタル化に関しては、専門的知識を有する職員を確保・育成することに加え、行政手続のオンライン化等、変容する事務手続にも対応できるよう、職員がデジタル技術に関する基礎的知識の習得や技能の向上を図っていくことのできる取組を進めることも重要である。

イ 勤務環境の整備等

(ア) 長時間勤務の是正

本市では、従前から全庁的に時間外勤務の縮減に取り組んでいるところであり、近年、時間外勤務の上限を超えた職員数や長時間勤務が続く部署の総数は減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症により中止又は縮小をしていた業務を徐々に本来の形で実施したこと等により、令和4年度は、いずれも前年度の数字を上回った。

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス推進の観点はもとより、今後の行政運営を担う有為な人材の確保、質の高い行政サービスの継続的な提供の観点からも重要かつ喫緊の課題であるため、不断の取組を続けていく必要がある。

任命権者は、特定の職員に負担が集中しない体制の整備を一層進めるとともに、今後もAI、RPA等の先端技術を活用した業務の効率化を図りつつ業務量に応じた適正な人員配置等を行うことにより、更なる長時間勤務の是正に取り組まれない。

なお、長時間勤務の是正に当たっては、適正な勤務時間等の把握及び管理が不可欠であり、客観的な記録を基礎とした勤務時間の把握を可能とする体制の整備を進めることが必要である。加えて、時間外勤務の上限規制を意識するあまり、いわゆる賃金不払い残業等が発生することのないように留意することも重要である。

また、学校現場においては、全教職員1人当たりの月平均の勤務時間外の在校等時間は、令和4年度には33.7時間となり、従前と比べると若干の改善傾向は見られるものの、依然として長時間勤務が続いている状況である。今後も、本年7月に改訂された「広島市の学校における働き方改革推進プラン」に掲げた取組を着実に進めるなど、教職員の業務負担の軽減に粘り強く取り組むことが重要であ

る。

(イ) 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

本市では、職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点から、「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づいて、全ての職員が生き生きとその能力を十分に発揮できる勤務環境づくりを推進してきた。その結果、年次有給休暇取得率や男性の育児休業取得率はここ数年着実に上昇しており、取組の効果が現れ始めている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施していたテレワークや時差出勤を恒常的なものとするなど、柔軟な働き方の推進も図られている。

こうした中、全ての職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境の整備の必要性は年々高まってきており、特に、男性の育児休業については、本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」で、行政部門では、現行の政府目標を令和12年までに85%（2週間以上の取得率）に引き上げることなどが示された。本市においても、男性職員の育児休業取得率の更なる向上のため、より一層の環境整備が必要になる。

任命権者は、全ての職員がライフステージに応じた働き方を選択できるよう、休暇制度等の利用に対する職員全体の意識改革に取り組むとともに、職員が長期の休暇等を取得した場合においても円滑に公務が遂行できる執行体制の整備、既存業務の見直し等を進めることが必要である。また、資料のペーパーレス化、事務手続のデジタル化等、テレワークや区役所等に設置されているサテライトオフィスでの勤務を容易にするための取組を進めることも求められる。

(ウ) 心身の健康の保持

本市においては、長期病休者のうちメンタルヘルス不調等による精神疾患を原因とする者が約6割となり、このうち約7割の者が90日を超える休暇を取得するなど、療養に要する期間も長い状況にある。また、ストレスチェック集団分析結果において高ストレス職場とみなされる職場も例年一定程度存在する。

任命権者は、今後も健康診断・ストレスチェックの結果や各種セルフケア研修を通じて職員による心身のセルフケアの推進、健康リスクの高い職員や職場の早期発見に取り組むとともに、産業医の面

接や新規採用職員に対する健康サポート等を活用した早期対応に重点を置いて取り組まれない。特に総合健康リスクの数値が高い職場については、その要因の分析・把握を行うとともに、当該職場に係る管理監督者が一体となって、産業保健スタッフと連携しながら、早急な改善に向けて組織的に対応をすることが必要である。

(エ) ハラスメントに対する取組

全てのハラスメントは、職員の人格と尊厳を傷つけ、心身に悪影響を及ぼすとともに、人間関係の悪化や職場全体の士気の低下を招き、結果として円滑な公務運営にも重大な支障を来すものである。

本市では、全職員を対象とした倫理研修等において、ハラスメント防止に向けた意識啓発や注意喚起を継続的に行っており、各局・区等にハラスメント相談員を配置し定期的に研修を行うなど、ハラスメントに早期に対応し適切な措置をとることができる相談体制を確保している。こうした中、依然としてハラスメント相談員への相談は毎年一定程度あり、そのうち、パワー・ハラスメントに係るものが多い状況にある。

全てのハラスメントは、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであるから、どのような言動がハラスメントに該当するのかを全職員が具体的に理解し、組織としてハラスメントを未然に防止していけるよう、引き続き研修等を通じ、職員の意識の向上に一層取り組むことが必要である。加えて、ハラスメントが発生した際には、組織の問題として迅速かつ適切に対処するのはもちろんのこと、その原因の分析や事案の共有により組織全体で再発防止に取り組むことが求められる。

また、本市の業務は行政サービス利用者等と直接接する機会が多く、長時間のクレーム、業務の範囲や程度を明らかに超える要求等を受けることも想定されることから、こうした事案に対する組織的な対応方法について全庁で共有を図る等の取組を進めることが求められる。

ウ コンプライアンスの推進

市政に対する市民の信頼を確保するためには、職員一人一人が高い倫理感や使命感を持ち、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚しながら日々の業務を遂行することが不可欠である。職員が不祥事を起こ

せば、市民の信頼を損ない、市政運営に支障を来すばかりでなく、他の職員のやりがいや意欲をそぐなど多大な影響を及ぼすことにもなるため、本市では、継続して研修や依命通達等を通じて職員の綱紀粛正を図る等、コンプライアンスの推進に取り組んでいるところである。

こうした中、令和4年度は懲戒処分の件数が対前年度比で減少しており、ここ数年毎年生じていた不適切な事務処理を理由とする懲戒処分はなかった。

任命権者は、今後もあらゆる機会を通じて、職員のコンプライアンス意識の定着、厳正な服務規律の確保に取り組み、不祥事の発生を防止していかなければならない。

また、各職員は、公私を問わず、自身の言動が市政への信頼を損ねるおそれがあることを改めて認識し、公務員としての自覚と高いコンプライアンス意識を持って行動しなければならない。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

- 1 本市職員の給与と民間給与との較差（0.91%）を解消するため、給料表について、別紙第 1 の 7 の（1）で述べた内容を踏まえて改定すること。
- 2 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げること。
- 3 この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和5年広島市職員給与等実態調査の概要	17
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	18
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	19
第3表 職員の給料表別平均給与月額	20
第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	22
第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員	41
第6表 職員の扶養親族数別人員	52
第7表 職員の管理職手当の支給状況	53
第8表 職員の住居手当の支給状況	54
第9表 職員の通勤手当の支給状況	55

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	57
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	59
第11表 民間における初任給の改定状況	60
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	61
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	62
その1 給与比較の対象職種	62
1 企業規模計	62
2 企業規模500人以上	64
3 企業規模100人以上500人未満	66
4 企業規模50人以上100人未満	68
その2 給与比較の対象外職種	70
第14表 民間における家族手当の支給状況	72
第15表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	72
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	72
第17表 対応級表	73

3 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標	75
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和5年広島市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査基準日

この調査は、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和5年4月1日を調査基準日（以下「調査日」という。）として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能業務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- (1) 任期を定めて任用された職員
- (2) 調査日現在休職中の職員
- (3) 調査日現在停職中の職員
- (4) 調査日現在育児休業中の職員
- (5) 調査日現在育児短時間勤務中の職員
- (6) 調査日現在自己啓発等休業中の職員
- (7) 調査日現在配偶者同行休業中の職員
- (8) 調査日現在大学院修学休業中の職員
- (9) 調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- (10) 調査日現在派遣されている職員
- (11) 調査日付けで退職した職員

3 調査方法及び集計

各任命権者から提供を受けた調査対象職員に関するデータを基に、集計した。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
行政職給料表	5,649	39.4	17.3
消防職給料表	1,311	36.2	15.4
教育職給料表(2)	380	42.9	17.1
教育職給料表(3)	44	45.6	21.8
教育職給料表(4)	169	36.6	13.7
教育職給料表(5)	4,163	40.1	17.5
医療職給料表(1)	20	52.3	24.6
医療職給料表(2)	94	42.2	18.6
医療職給料表(3)	172	34.3	11.6
全給料表	12,002	39.4	17.1

(参 考)

区分 給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
技能業務職給料表	562	49.1	26.2
企業職給料表(水道)	545	42.5	20.7
全給料表 (技能業務職給料表 等を含めた場合)	13,109	39.9	17.6

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	100.0	74.9	10.7	14.4	0.1	55.2	44.8
消防職給料表	100.0	46.3	1.8	51.8	0.1	95.8	4.2
教育職給料表(2)	100.0	98.2	0.3	1.6	—	62.1	37.9
教育職給料表(3)	100.0	59.1	40.9	—	—	2.3	97.7
教育職給料表(4)	100.0	95.9	4.1	—	—	38.5	61.5
教育職給料表(5)	100.0	96.5	3.5	0.0	—	40.0	60.0
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	60.0	40.0
医療職給料表(2)	100.0	87.2	12.8	—	—	36.2	63.8
医療職給料表(3)	100.0	89.0	11.0	—	—	2.3	97.7
全給料表	100.0	80.6	6.9	12.5	0.0	53.2	46.8

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある(下表において同じ。)

(参 考)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
技能業務職給料表	100.0	28.8	10.5	59.4	1.2	74.4	25.6
企業職給料表(水道)	100.0	65.0	9.0	26.1	—	84.4	15.6
全給料表 (技能業務職給料表 等を含めた場合)	100.0	77.7	7.2	15.1	0.1	55.4	44.6

第3表 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表 職務の級		計	給料	扶養手当	地域手当	その他手当
全級計		365,053	309,649	7,103	32,563	15,737
行政職給料表	1級	212,182	186,272	273	18,655	6,982
	2級	250,778	213,710	1,350	21,557	14,162
	3級	322,993	277,908	6,182	28,651	10,252
	4級	416,311	362,520	11,014	37,503	5,273
	5級	473,975	409,187	12,384	42,823	9,582
	6級	574,051	438,412	11,915	52,180	71,544
	7級	633,407	469,855	9,935	57,803	95,815
	8級	714,783	510,846	7,329	64,708	131,900
消防職給料表		340,923	285,235	13,819	30,246	11,624
教育職給料表(2)		434,582	376,788	8,122	38,854	10,818
教育職給料表(3)		396,302	340,503	2,557	35,601	17,641
教育職給料表(4)		377,209	325,949	4,910	33,262	13,089
教育職給料表(5)		402,977	348,550	6,811	36,006	11,609
医療職給料表(1)		925,823	517,305	13,030	96,408	299,080
医療職給料表(2)		394,086	338,467	7,603	35,069	12,947
医療職給料表(3)		316,636	271,825	1,701	27,353	15,758
全給料表		378,526	322,974	7,657	33,776	14,121

- (注) 1 その他手当は、初任給調整手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
- 2 教育職給料表(2)から教育職給料表(5)までの給料には、教職調整額を含む。
- 3 「計」は、支給総額を適用職員数で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

(参 考)

区 分 給 料 表	計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当
	円	円	円	円	円
技 能 業 務 職 給 料 表	396,702	344,357	12,553	35,691	4,101
企 業 職 給 料 表 (水 道)	392,408	334,906	9,951	35,073	12,478
全 給 料 表 (技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合)	379,883	324,386	7,962	33,912	13,623

第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

(1) 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5						1		
6		6						
7								
8		3	1					
9		2						
10		14	11					
11		3	3					
12		10	88	4				
13	10	1	2					
14		19	31	7				
15	4	2	10					
16		12	85	4	1	1		
17	17	4	10	2				
18	1	176	35	19	3			
19	5	5	9	5				1
20	2	26	69	13	2	1		4
21	17	4	9		1	2		3
22	1	120	44	23	2			1
23	2	2	12	1		1		3
24	1	15	72	34	3			3
25	15	3	11	8	3			4
26		106	63	16	3			3
27	2	5	11	8	1	2		
28		49	54	30	7	1		2
29	6	11	19	7	2			
30	1	91	55	37	5	3	2	1
31	1	6	18	10	4	4	1	
32		87	46	26	8		4	
33	132	12	25	13	2	1	6	1
34	1	58	50	25	5	2	13	
35	5	13	12	7	8	2	6	
36	4	105	48	22	5	4	9	
37	3	13	17	19	9	7	5	
38		33	43	19	8	5	9	
39	2	12	16	7	7	7	13	1
40		30	50	21	6	8	5	
41	4	11	10	11	4	9	8	
42		21	30	19	6	19	4	
43	2	12	14	8	9	18	5	
44		25	47	12	2	29	5	
45	5	10	15	8	11	19	2	
46	2	25	37	14	7	13	2	
47	4	8	10	9	7	26	2	
48	2	15	28	18	11	26		
49	3	7	18	10	11	18	5	
50	2	10	21	21	7	13	2	
51	2	12	9	8	11	14		
52	3	9	18	17	5	20	1	
53	4	5	16	10	6	9	1	
54	1	7	20	18	6	5		
55	3	3	9	7	14	9		1
56		4	13	9	9	8		
57		6	9	9	20	7		
58	5	3	14	10	15	5		
59	2	4	7	15	20	4		
60	1	2	10	12	18	1		
61		2	7	14	24	5		
62		7	11	7	16	2		
63	1	2	5	21	26	1		
64		2	4	11	17	1		
65	1	3	5	9	23	2		
66		2	2	2	20	2		
67		3	2	10	19			
68		3	1	10	15	1		
69	3	2	3	14	24	2		
70		3	8	12	32			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人	4	3	12	28			人
72	1	1		9	14			
73		3	2	21	26			
74	1		5	13	34			
75	1	4	5	19	32			
76	1	1	1	8	23			
77		1	3	4	18			
78	1	1	2	14	21			
79	1		4	16	16			
80	1	1	3	16	10			
81	2		4	15	9			
82	1		2	14	5			
83	3	2		19	6			
84			1	8	5			
85	3		1	17	5			
86			5	18	1			
87			2	13	2			
88				23	3			
89	1	1	2	17	4			
90			1	13	1			
91	1		2	12	3			
92			2	17	2			
93			5	13	1			
94	1	1		11				
95			2	8				
96	1		3	13				
97	2		2	13				
98			2	14				
99				25				
100			4	9				
101			1	11	1			
102			3	16				
103				10				
104			4	11				
105			1	9				
106			2	9				
107			2	6				
108			2	8				
109			1	4				
110				2				
111			2	2				
112			2					
113				1				
114								
115			1					
116								
117			2					
118				1				
119			1					
120			1					
121			2					
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計	304	1,304	1,527	1,256	780	340	110	28
構成比(%)	5.4	23.1	27.0	22.2	13.8	6.0	1.9	0.5

適用職員数	5,649人
-------	--------

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。
- 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある（以下第4表の各表において同じ。）。

(2) 消防職給料表 (消防吏員)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人							
2	6							
3								
4	1							
5	18							
6								
7								
8								
9	36							
10								
11								
12								
13	42							
14		3						
15	3							
16								
17	43							
18		13						
19	2							
20		2						
21	36							
22		18						
23	6							
24	1	5						
25	32							
26	1	22	1					
27	7							
28		18						
29	17		2					
30		20						1
31	10				1			
32		31						3
33	7		6					1
34		8		1				1
35	4		2	1			1	
36	1	26	1					
37	2		8				3	1
38		16	1				1	
39	8	2	9	2	2		3	1
40		27	1	1			3	1
41	3		12					
42		10					3	1
43	5		11	1	1		3	1
44		23					1	
45	2		11	1				
46		16						1
47		1	15	4			1	
48	3	16		1	1		1	
49		1	13	4				
50		8	1		2			
51		1	19	2			1	
52		7		1	1			
53			9	1				
54		6	1	2				
55			15	6				
56		12	1					
57			12	7	1			
58		14	1		1			
59			13	9	2			
60		9	1		3			
61			10	5				
62		8						
63		1	4	7	1	1		
64		2		1	1	1		
65			5	1	2			
66		4	1	1	2	2		
67			8	3	2			
68		5		4	1			
69			8		1	1		
70		2	2	3	3	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人	人	人	人	人	人	人	人
72		1	4	3	1	2		
73			1	1	2	1		
74		1	1	3	3			
75			5			1		
76				5		1		
77			3	2	1	1		
78		1	1	2	5			
79			2		2			
80			1	4	2	2		
81			3		3			
82		1	2	1	5	2		
83			1			1		
84			1	4	1	1		
85			1		3			
86		1	3	1		1		
87					1	4		
88		1	2	3		2		
89					3	3		
90			7	1				
91						2		
92				3	3			
93						1		
94				4	3	2		
95								
96			2	4	1			
97			1					
98			1	6				
99				4				
100			1	1	1			
101				2				
102			1	3				
103				1				
104		1	1					
105				1				
106			4	2				
107				8				
108			3	2				
109				2				
110				2				
111			2	3				
112			5	3				
113			1	3				
114			7	2				
115			1	1				
116			4	2				
117			5					
118			3	2				
119			3	2				
120			5					
121			3	1				
122			1					
123			4	3				
124			4					
125			3	1				
126				1				
127			2	2				
128								
129			2	1				
130				2				
131			4	2				
132				2				
133			1	1				
134								
135			2	1				
136								
137			2					
138			2	1				
139								
140								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
141	人	人	人	人	人	人	人	人
142								
143								
144								
145			1					
146								
147			2					
148			1					
149			1					
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
計	296	364	335	180	71	32	21	12
構成比(%)	22.6	27.8	25.6	13.7	5.4	2.4	1.6	0.9

適用職員数	1,311人
-------	--------

(3) 教育職給料表(2) (高等学校等の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		4			
6					
7		1			
8					
9		1			
10		5			
11					
12					
13		1			
14		5			
15					
16					
17					
18		3			
19					
20					
21					
22		4			
23					
24		1			
25		1			
26		5			
27		1			
28		3			
29		2			
30		6			
31		1			
32		3			
33					
34		8			
35					
36		1			1
37		1			1
38		7			1
39		1			1
40		2			
41		3			
42		5			1
43					2
44		4			
45		1			
46		2			1
47					
48		7			
49		1			
50		11			
51		4			
52		3			
53		2			
54	1	5			1
55		2			
56		4			
57				1	
58		6			
59		1			
60		13			
61					
62		3			
63		1			
64		3		2	
65		2			
66		2			
67	1	1			
68		3			
69		2			
70		5			

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		1			
73		1			
74		5			
75					
76		1			
77		1			
78			1	2	
79		2		2	
80		5			
81		1		1	
82		3			
83		2			
84		3		1	
85		1		1	
86		3		1	
87				1	
88		3		2	
89		1			
90		1			
91					
92		4			
93		1		1	
94		3			
95		2			
96		2			
97					
98		3			
99					
100		3			
101		2	1		
102		1			
103					
104		1			
105		1			
106		2			
107		1			
108		1			
109		1			
110					
111					
112					
113					
114		1			
115	1	2			
116		1			
117		1			
118					
119					
120		1			
121					
122		4			
123		2			
124		2			
125		2			
126		2			
127		3			
128		2			
129		1			
130					
131		4			
132		5			
133		2			
134		1			
135		3			
136		1			
137		3			
138					
139		2			
140					

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		3			
143		4			
144		5			
145		4			
146		7			
147		4			
148		7			
149		6			
150		4			
151		9			
152		3			
153		5			
154		3			
155		2			
156		5			
157		1			
158		3			
159		3			
160		3			
161		1			
計	3	352	2	15	8
構成比(%)	0.8	92.6	0.5	3.9	2.1

適用職員数	380人
-------	------

(4) 教育職給料表(3) (幼稚園の教諭等)

級 号給	1	2	3
1	人	人	人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17		1	
18			
19			
20			
21			
22		1	
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30		1	
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38		2	
39			
40			
41		1	
42			
43			
44		1	
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54		1	
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68		1	
69			
70			

級 号給	1	2	3
71	人	人	人
72		1	
73		1	
74		1	
75			
76		1	
77			
78		1	
79		1	
80			1
81			
82			
83			
84			
85		1	
86		1	
87			2
88		1	1
89			
90			
91		1	1
92			1
93			
94			2
95			1
96		1	2
97			
98			
99			1
100		1	
101			2
102			2
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			1
110			
111			
112			
113		1	
114			1
115			1
116			
117			
118			
119		1	
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129		1	
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137		1	
138			
139			
140			

級 号給	1	2	3
141	人	人	人
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
計	0	25	19
構成比(%)	-	56.8	43.2

適用職員数	44人
-------	-----

(5) 教育職給料表(4) (特別支援学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人		人	人	人
2					
3					
4					
5		6			
6					
7					
8					
9		4			
10					
11		1			
12					
13		8			
14					
15		2			
16					
17		5			
18					
19		1			
20		1			
21		3			
22					
23		2			
24					
25					
26					
27		4			
28		1			
29		4			
30		1			
31		5			
32					
33		6			
34		2			
35		2			1
36		1			
37		6			
38		1			
39		4			
40		2			
41		6			
42					
43		5			
44		1			
45		1			
46					
47		1	1		
48					
49		4			
50					
51		4			
52		1			
53		3			
54		1			
55		2			
56		1			
57		1			
58		1			
59		3			
60					
61		3			
62				1	
63		3			
64		1	1		
65					
66					
67		1			
68					
69		3		1	
70		1			

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		2			
73		1	1		
74					
75					
76		1			
77				1	
78					
79					
80					
81					
82		2			
83					
84					
85		1			
86					
87		2			
88					
89		1			
90					
91		1			
92					
93					
94		1			
95					
96		1			
97		2			
98					
99					
100		1			
101		2			
102					
103		1			
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112		1			
113					
114					
115					
116					
117			1		
118					
119					
120					
121		1			
122		1			
123					
124		1			
125		1			
126					
127		1			
128					
129					
130					
131					
132					
133		1			
134		1			
135		2			
136		1			
137		1			
138		3			
139					
140		3			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		2			
143		2			
144		1			
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	161	4	3	1
構成比(%)	-	95.3	2.4	1.8	0.6

適用職員数	169人
-------	------

(6) 教育職給料表(5) (小・中学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16		1			
17		63			
18		2			
19		3			
20		1			
21		100			1
22					1
23		9			3
24		2			16
25		112			3
26		2			26
27		8			8
28					13
29		100			14
30		2			4
31		16			11
32		6			11
33		97			4
34		3			6
35		30			7
36		11			6
37		90			44
38		2	1		
39		42	1	2	
40		5			
41		82		1	
42		6			
43		48	2	1	
44		14	1	1	
45		78		1	
46		9			
47		43		2	
48		9			
49		69			
50		8		1	
51		49	3	3	
52		17		1	
53		56	1	2	
54		12		1	
55		67	1	3	
56		9		2	
57		64	1	2	
58		15		3	
59		49	1	3	
60		19		1	
61		59			
62		18			
63		33	1	1	
64		11		4	
65		48	1	6	
66		16		4	
67		51	2	5	
68		15	2	5	
69		66		6	
70		21	1	4	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
71		45		2	
72		12	1	1	
73		44		5	
74		19	2	7	
75		49		6	
76		19	2	10	
77		36		6	
78		19	1	7	
79		49	1	5	
80		20	1	7	
81		46		4	
82		19	1	10	
83		39		5	
84		13		7	
85		34		8	
86		18		5	
87		31		2	
88		22	1	8	
89		26	1	4	
90		11	1	1	
91		35		2	
92		17		8	
93		36		33	
94		17			
95		36	2		
96		13			
97		28	1		
98		21	1		
99		25	3		
100		13			
101		21			
102		22			
103		26			
104		14	3		
105		21			
106		14			
107		21	1		
108		23	1		
109		21			
110		13			
111		18			
112		16	2		
113		17			
114		7	1		
115		9	1		
116		12			
117		17	3		
118		16			
119		9			
120		13			
121		13			
122		15			
123		12			
124		16			
125		23			
126		14			
127		10			
128		27			
129		14			
130		22			
131		8			
132		6			
133		13			
134		9			
135		11			
136		23			
137		21			
138		14			
139		13			
140		32			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	11人	人	人	人
142		17			
143		15			
144		21			
145		18			
146		33			
147		22			
148		35			
149		37			
150		34			
151		50			
152		33			
153		57			
154		39			
155		26			
156		16			
157		26			
計	0	3,717	50	218	178
構成比(%)	-	89.3	1.2	5.2	4.3

適用職員数 4,163人

(7) 医療職給料表(1) (医師、歯科医師)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34			1	
35		1		
36				
37				
38				
39		2		
40				
41				1
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53		1		
54				
55				
56				1
57			1	
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				1
64				
65				1
66				
67				
68				
69				
70				1

級 号給	1	2	3	4
71	人	人	人	人
72			1	1
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				1
79				
80				
81			1	
82				
83				
84				
85				
86			1	
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102			1	
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
計	0	4	9	7
構成比(%)	-	20.0	45.0	35.0

適用職員数	20人
-------	-----

(8) 医療職給料表(2) (薬剤師、臨床検査技師等)

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21					1	
22		1	1			
23						
24			1			
25		1				
26				1		
27						
28		1	1	3		
29			1			
30		3	1	1		
31						
32						
33						
34		2		2	1	
35						
36			2	2	1	
37		1				
38		1	3	1		
39						
40		1	1			
41			1			
42			1	1		
43			1		2	1
44		1	1	1		
45		1				1
46			1			1
47						1
48				2	1	
49		1				
50					1	1
51						
52			1			
53			1		1	
54				1	1	
55			1			
56				1		
57						1
58			1			
59				1	1	1
60						
61						
62				1		
63						
64						
65					1	
66						
67					1	
68						
69			1		2	
70					2	

級 号給	1	2	3	4	5	6
71	人	人	人	人	人	人
72				1		
73					1	
74				2		
75			1		1	
76				1		
77				2	1	
78				1		
79						
80				1		
81			1			
82						
83						
84						
85						
86						
87					1	
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94				1		
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101				1		
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111				1		
112						
113						
114						
115						
116						
117			1			
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	0	14	24	29	20	7
構成比(%)	-	14.9	25.5	30.9	21.3	7.4

適用職員数	94人
-------	-----

(9) 医療職給料表(3) (保健師、看護師等)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		17		
22			1	
23				
24			6	
25		2		
26		7	1	3
27				
28			2	
29		1	1	
30		7	1	1
31				
32			1	
33		2		1
34		6		2
35				1
36			3	1
37				
38		2	1	
39				
40		6		2
41				1
42		4		1
43			2	1
44		6	1	3
45		1	1	
46		2	5	2
47			1	1
48			4	1
49		1		
50			1	1
51			1	
52		2	1	2
53				1
54				1
55				
56			4	1
57			2	
58			1	1
59				1
60		1	1	
61			1	1
62				
63		1		1
64				
65				1
66				
67				1
68			1	
69		1	1	1
70		1	1	

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
71				
72			1	
73			1	1
74				
75				
76				
77				1
78				
79			2	
80				
81			1	
82				1
83				
84			2	
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				1
92			1	1
93				
94				1
95				
96				
97				
98				1
99				
100				
101			1	
102				
103				
104				
105				
106				1
107				1
108				
109				
110			1	
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129		1		
130				
131			1	
132				
133			1	
計	0	71	58	43
構成比(%)	-	41.3	33.7	25.0

適用職員数 172人

(参 考)

(10) 技能業務職給料表 (調理員等)

級 号給	1	2	3	級 号給	1	2	3
	人	人	人		人	人	人
1				71			12
2				72		1	12
3				73		2	14
4				74			11
5				75			9
6				76			6
7				77	2	2	17
8				78		1	9
9				79		2	18
10				80		1	4
11				81		1	8
12				82			15
13				83		2	4
14			2	84		1	8
15				85		1	10
16				86		1	14
17				87		1	10
18			2	88			15
19		1	1	89			8
20			2	90			13
21		1	1	91			12
22			1	92			6
23	1		1	93			7
24				94			9
25				95			10
26		1	1	96			10
27			2	97			10
28	1		1	98			4
29				99			5
30			2	100			6
31			4	101			2
32		1	1	102			5
33		1		103			8
34		2	2	104			5
35			1	105			4
36			1	106			7
37		1	3	107			1
38				108			3
39			2	109			6
40		4	2	110			4
41		1	3	111			5
42		1	2	112			4
43		2	4	113			
44	2	2	2	114			
45		1	1	115			
46			4	116			1
47		2	1	117			
48	1	2	3	118			
49		1	2	119			
50	1			120			
51			1	121			
52			2	122			
53		1	1	123			
54	3	3	2	124			
55			5	125			
56			1	126			
57	1	1	6	127			
58		1	4	128			
59			3	129			
60		1	5	130			
61		2	5	131			
62		1	4	132			
63		1	6	133			
64		2	3	134			
65		1	6	135			
66			5	136			
67	1	2	7	137			
68			4	計	13	59	490
69		2	5	構成比(%)	2.3	10.5	87.2
70		1	10				

適用職員数 562人

(参 考)

(11) 企業職給料表 (水道 一般事務、技術職員)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7		1						
8								
9								
10								
11			4					
12								
13								
14		2	2					
15		3	10	1				
16								
17	3	2	2					
18			1					
19		11	11	1				
20			2					
21		1						
22								
23		7	3	1				
24								
25		4	4	1				
26		1						
27		7		1				
28		1	1	1				
29		2	10	1				
30			2					
31		10	4	2				
32		1	2					
33	2	1	10			1		
34		1	2				2	
35		12	4	1				
36			1					
37	1	2	7	3				
38			1				1	
39		4	4	1	1	1		
40			6	3			1	
41	1	2	2	2			1	
42		1	2	4				
43		2	3	2		1		
44			1			1	1	
45	2		2	4		3		
46			4	3		2		
47		1	4	1		1		
48		1		1		1		
49				2		2		
50				3	2			
51			1	1	1	1		
52		1	2	1	1	2		
53		1	1		5	3		
54	1		2	2		3	1	
55	3		1	2	1	1		
56		1					1	
57					3			
58		2		3	3	3		
59			1	1	1	2		
60		1		2	1			
61	1		1		4			
62			1	5	1			
63			1	2	1			
64			2	1	4			
65			1	1	1			
66			1	1	1			
67		1		1	4			
68				1	4			
69				1				
70			1	4	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人	人	人	人	人	人	人	人
72				3	5			
73				5				
74				3	2			
75				2	1			
76				1	7			
77				3	3			
78				2	6			
79				2	8			
80				2	8			
81				8	9			
82			1	2	2			
83				1	6			
84				5	4			
85				5	3			
86				4	1			
87				1	1			
88			1	3				
89				2	1			
90				2				
91				3				
92				6				
93				2				
94				1				
95				2				
96				1				
97				2				
98			1	1				
99								
100				2				
101				2				
102				3				
103				3				
104				4				
105				2				
106				4				
107				3				
108				1				
109				3				
110				1				
111				1				
112				2				
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計	14	87	130	171	107	28	8	0
構成比(%)	2.6	16.0	23.9	31.4	19.6	5.1	1.5	-

適用職員数	545人
-------	------

第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員

(1) 行政職給料表

年齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	10								10
19	21								21
20	33								33
21	5	12							17
22	133	22							155
23	23	182							205
24	6	174							180
25	4	155							159
26	13	179							192
27	6	184							190
28	6	91	103						200
29	9	72	117						198
30	2	53	119			1			175
31	4	54	146						204
32	1	24	124						149
33	1	18	118	11					148
34		9	125	19					153
35	6	7	125	49					187
36		6	115	53					174
37	2	3	96	65					166
38		7	70	61	2				140
39	1	5	42	59	2	1			110
40	4	4	34	64	7				113
41	2	4	23	56	9				94
42	2	5	16	52	20				95
43	2	5	13	54	20				94
44	1	4	16	40	23	1			85
45		4	10	41	24	4			83
46	1	3	14	43	24	3			88
47	3	2	14	48	30	3			100
48	2	4	10	53	43	8			120
49		2	20	66	45	11			144
50		1	11	54	67	14	1		148
51		2	12	61	60	21	2		158
52		1	11	50	58	20	5		145
53			5	44	55	28	6		138
54		2	6	47	74	29	12		170
55		1	2	32	44	50	9	3	141
56			1	29	37	27	11	2	107
57	1	2	5	37	61	38	21	3	168
58		1	2	30	41	44	16	11	145
59			2	38	34	37	27	9	147
60～									
計	304	1,304	1,527	1,256	780	340	110	28	5,649

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

(2) 消防職給料表

年 級 齡	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 4	人	人	人	人	人	人	人	人 4
19	14								14
20	12								12
21	17								17
22	46								46
23	45	2							47
24	35	6							41
25	39	13							52
26	38	24							62
27	18	41	1						60
28	10	29	2						41
29	8	36	4						48
30	7	40	8						55
31	2	46	10						58
32	1	35	14						50
33		27	29	1					57
34		24	31	1					56
35		24	27	2					53
36		7	23	7					37
37		3	21	10					34
38		2	20	2					24
39		2	16	10	1				29
40			17	17	2				36
41		2	7	7					16
42		1	8	11	1				21
43			6	4	3				13
44			9	10					19
45			6	11	5				22
46			1	11	2				14
47			4	9	4	2	1		20
48			18	15	6	1	1		41
49			11	7	6				24
50			13	9	5	2	3		32
51			5		5	5	1		16
52			4	4	6		1	1	16
53			4	3	3	3			13
54				3	3	5			11
55			7	3	2	1	2	3	18
56			2	1	3		1	2	9
57				7	6	3		1	17
58			4	6	5	3	5	4	27
59			3	9	3	7	6	1	29
60～									
計	296	364	335	180	71	32	21	12	1,311

(3) 教育職給料表(2)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		4				4
23		7				7
24		6				6
25		3				3
26		4				4
27		10				10
28		11				11
29		15				15
30	1	13				14
31		17				17
32		10				10
33		17				17
34	1	17				18
35		9				9
36		8				8
37		7				7
38		10				10
39		8				8
40		9				9
41		5	1			6
42		7				7
43	1	5				6
44		4				4
45		5				5
46		2		1		3
47		7		1		8
48		4		2		6
49		12				12
50		10	1			11
51		8				8
52		3		1		4
53		8		2		10
54		7		1		8
55		14		1		15
56		8		1		9
57		12		2	2	16
58		25		2	3	30
59		21		1	3	25
60～						
計	3	352	2	15	8	380

(4) 教育職給料表(3)

年 齢 \ 級	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20				
21				
22		1		1
23		1		1
24				
25		1		1
26				
27		1		1
28		3		3
29		1		1
30				
31				
32				
33				
34		1		1
35		1		1
36		2		2
37		1		1
38				
39		1		1
40		3		3
41				
42		1		1
43		1		1
44		1		1
45				
46		2		2
47		1		1
48				
49		2		2
50				
51				
52			1	1
53				
54			5	5
55				
56				
57			5	5
58			5	5
59			3	3
60～				
計	0	25	19	44

(5) 教育職給料表(4)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		6				6
23		4				4
24		11				11
25		6				6
26		6				6
27		4				4
28		8				8
29		13				13
30		11				11
31		8				8
32		11				11
33		5				5
34		4				4
35		4				4
36		4				4
37		3				3
38		4				4
39		2	1			3
40		3				3
41		1				1
42		3	1			4
43		2				2
44		4	1			5
45		3				3
46		1				1
47		2				2
48		1				1
49		3				3
50		2		1		3
51		1				1
52		1				1
53		1		1		2
54		3				3
55		3		1		4
56		2				2
57		3	1			4
58		7				7
59		1			1	2
60～						
計	0	161	4	3	1	169

(6) 教育職給料表(5)

年 級 齡	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		65				65
23		106				106
24		130				130
25		117				117
26		135				135
27		137				137
28		139				139
29		134				134
30		139				139
31		156				156
32		128				128
33		107				107
34		144				144
35		128				128
36		132	3			135
37		128	1			129
38		87	3			90
39		115	2	3		120
40		103	1	1		105
41		88	3	3		94
42		76	1	4		81
43		99	2	7		108
44		71	1	10		82
45		65	1	12		78
46		57	4	11		72
47		60	4	10		74
48		65	5	17		87
49		83		21		104
50		61	3	16	3	83
51		73	2	20	6	101
52		80	2	15	9	106
53		49	2	12	13	76
54		55	3	16	10	84
55		60		13	18	91
56		70		7	19	96
57		81	2	7	35	125
58		89	1	6	29	125
59		105	4	7	36	152
60～						
計	0	3,717	50	218	178	4,163

(7) 医療職給料表(1)

年 齢 \ 級	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37		2			2
38					
39					
40					
41					
42		1			1
43					
44					
45					
46					
47					
48			1		1
49			1		1
50			3		3
51				1	1
52		1	1		2
53			1		1
54			1		1
55					
56			1	2	3
57					
58				1	1
59					
60～				3	3
計	0	4	9	7	20

(8) 医療職給料表(2)

年 級 年 齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		2					2
25		1					1
26		4					4
27		3					3
28		1					1
29		1					1
30		1					1
31		1	2				3
32			3				3
33			1				1
34			2				2
35			4				4
36			2	1			3
37			2	2			4
38			2	3			5
39				4			4
40				1			1
41			2				2
42				4	2		6
43			1	2			3
44			1	1	1		3
45					2		2
46			1		1		2
47					2		2
48				2	1		3
49				4	2		6
50				2			2
51					1	1	2
52					1	3	4
53							
54			1		1		2
55					1		1
56				1	1	1	3
57				1	2		3
58				1	1	1	3
59					1	1	2
60～							
計	0	14	24	29	20	7	94

(9) 医療職給料表(3)

年 級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22		17			17
23		9			9
24		8			8
25		8			8
26		6			6
27		12			12
28		3	7		10
29		2	4		6
30		1	2		3
31		1	4		5
32			1		1
33		1	4		5
34			9		9
35		1	2		3
36		1	3	3	7
37			2		2
38			2	4	6
39			1	2	3
40			3	6	9
41			2	4	6
42			1	6	7
43			1	3	4
44				1	1
45				2	2
46			3	1	4
47			1		1
48			1	2	3
49			1		1
50			1	1	2
51				1	1
52					
53			1	3	4
54		1			1
55			1	1	2
56				1	1
57			1		1
58				1	1
59				1	1
60～					
計	0	71	58	43	172

(参 考)

(10) 技能業務職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20				
21		1		1
22	1	1		2
23		1		1
24	1			1
25		1		1
26		4		4
27		4		4
28		6		6
29		4		4
30	2	1		3
31		2		2
32	1	3		4
33	1	4		5
34	1	5	3	9
35	2	1		3
36	1	2	2	5
37	1	1	2	4
38		1	11	12
39	1	2	4	7
40	1		9	10
41		2	4	6
42		1	7	8
43		2	17	19
44		5	9	14
45		3	9	12
46		2	18	20
47			28	28
48			25	25
49			30	30
50			37	37
51			37	37
52			28	28
53			23	23
54			25	25
55			51	51
56			28	28
57			32	32
58			35	35
59			16	16
60～				
計	13	59	490	562

(参 考)

(11) 企業職給料表 (水道)

年 齡 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人								人
19	3								3
20									
21		1							1
22	2	1							3
23	1	8							9
24	1	13							14
25		11							11
26	2	11							13
27		18							18
28	3	7	4						14
29	2	6	11						19
30		2	12						14
31		2	7						9
32		2	11						13
33		3	13						16
34			18						18
35			16	1					17
36			16	2					18
37		1	3	4					8
38			4	2					6
39			2	5					7
40			3	7					10
41			2	8					10
42			1	7					8
43				7	1				8
44			1	8					9
45				5					5
46				13	1				14
47				11	3				14
48		1	3	10	7				21
49			1	17	7	2			27
50				12	10	1			23
51			1	12	12	1			26
52				5	10	3			18
53				7	8	3			18
54				10	8	2	1		21
55			1	2	11	2	1		17
56				4	4	5	2		15
57				8	11	6	1		26
58				3	6	1	2		12
59				1	8	2	1		12
60～									
計	14	87	130	171	107	28	8	0	545

第6表 職員の扶養親族数別人員

扶養親族数	区分	該当職員数			
		うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者・子以外の扶養親族を有する者	
1	人	1,551	501	992	58
2	人	1,604	514	1,593	20
3	人	985	629	985	9
4	人	276	241	275	3
5	人	32	25	32	5
6人以上		5	3	5	0
計		4,453	1,913	3,882	95

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.75人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,637円（平均扶養親族数は2.02人）である。

第7表 職員の管理職手当の支給状況

区 分			受給者数 (人)	管理職手当月額 (円)
給料表	職務の級	種別		
行政職給料表	8級	1種	28	128,900
	7級	2種	108	93,400
		3種	2	74,700
	6級	3種	326	69,500
		6種	14	43,500
	5級	3種	7	64,400
		6種	107	40,300
7種		1	32,200	
消防職給料表	8級	2種	12	93,400
	7級	3種	21	69,500
	6級	4種	16	56,600
		6種	10	40,300
教育職給料表(2)	4級	3種	8	74,700
	3級	5種	15	52,100
教育職給料表(3)	3級	7種	19	30,000
教育職給料表(4)	4級	3種	1	71,800
	3級	5種	3	48,200
	特2級	6種	3	27,000
教育職給料表(5)	4級	3種	26	69,100
		4種	73	60,400
		5種	79	51,800
	3級	5種	121	45,900
		6種	97	38,300
医療職給料表(1)	4級	2種	6	108,900
		3種	1	87,100
	3級	3種	8	81,600
		6種	1	51,000
医療職給料表(2)	6級	3種	5	69,500
		6種	2	43,500
計			1,120	(平均月額) 62,043

(注) (平均月額) は、手当受給者1人当たりの平均手当月額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

受 給 者	3,556	人
手当月額10,000円未満の受給者	1	
手当月額10,000円以上27,000円未満の受給者	548	
手当月額27,000円の受給者	3,007	
手当受給者1人当たり平均手当月額	26,414	円

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	1 人	12,200 円

第9表 職員の通勤手当の支給状況

受 給 者	10,911 人
交通機関等のみを利用する者	3,036
交通用具のみを使用する者	6,877
交通機関等と交通用具を併用する者	998
手当受給者1人当たり平均手当月額	8,276 円

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び広島県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の民間事業所 649事業所

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種 その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により16層に層化し、これらの層から177事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

事務・技術関係職種が5,959人（初任給関係384人、初任給関係以外5,575人）であり、その他の職種が458人（初任給関係8人、初任給関係以外450人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は37,424人であり、このうち、事務・技術関係職種は29,621人である。

(2) 総計及び平均の算出方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	規模計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	143	35	19	20	51	18
農 業、林 業、漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業、建 設 業	15	4	4	1	2	4
製 造 業	31	6	4	5	13	3
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	32	4	5	1	16	6
卸 売 業、小 売 業	23	7	4	6	4	2
金 融 業、保 険 業、不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	9	7	—	1	1	—
教 育、学 習 支 援 業、 医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	33	7	2	6	15	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が32所あった。
- 2 調査対象事業所177所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた175所に占める調査完了事業所143所の割合（調査完了率）は、81.7%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	68.5	(59.5)	(40.5)	—	31.5
	500人以上	92.5	(67.6)	(32.4)	—	7.5
	100人以上 500人未満	49.4	(40.6)	(59.4)	—	50.6
	50人以上 100人未満	25.0	(50.0)	(50.0)	—	75.0
高校卒	規模計	39.5	(65.5)	(34.5)	—	60.5
	500人以上	61.9	(66.3)	(33.7)	—	38.1
	100人以上 500人未満	17.6	(75.8)	(24.2)	—	82.4
	50人以上 100人未満	12.5	—	(100.0)	—	87.5

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	* 229,360	* 236,000	x	—
		大学卒	206,426	217,564	195,638	x
		短大卒	* 175,498	—	* 174,818	* 176,620
		高校卒	* 168,946	* 169,500	* 168,308	—
	新卒技術者	大学院修士課程修了	* 231,964	* 232,572	x	—
		大学卒	214,630	215,591	* 211,753	* 205,000
		短大卒	* 191,639	* 192,115	x	—
		高校卒	* 171,116	* 169,132	x	x
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	* 231,773	* 232,746	* 225,389	—
		大学卒	210,119	216,412	198,410	* 203,429
短大卒		* 185,859	* 192,115	* 175,465	* 176,620	
高校卒		170,518	* 169,199	* 175,878	x	
その他	新卒栄養士	大学卒	x	—	x	—
	準新卒看護師	養成所卒	* 193,717	—	* 193,717	—
	準新卒准看護師	養成所卒	x	—	x	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者をいう。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 系	支 店 長	18	53.6	825,052	100	824,952	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	11	53.9	889,725	73	889,652	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	6	52.9	759,265	152	759,113	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
工 場 系	工 場 長	4	55.2	745,750	861	744,889	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	55.2	745,750	861	744,889	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 系	事 務 部 長	251	53.4	653,863	2,666	651,197	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長/職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	194	53.3	665,126	948	664,178	
	短 大 卒	11	55.7	621,754	1,004	620,750	
	高 校 卒	46	53.2	610,720	10,952	599,768	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 系	技 術 部 長	97	53.9	637,303	3,082	634,221	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長/職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	70	54.3	652,745	1,462	651,283	
	短 大 卒	10	53.4	525,569	11,411	514,158	
	高 校 卒	16	52.7	638,195	5,348	632,847	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
関 係 系	事 務 部 次 長	59	52.5	628,467	535	627,932	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者/職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職/中 間職 (部長-課長間)
	大 学 卒	46	52.6	648,115	571	647,544	
	短 大 卒	3	55.5	568,723	196	568,527	
	高 校 卒	10	50.8	558,476	491	557,985	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 系	技 術 部 次 長	19	51.0	603,295	1,516	601,779	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者/職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職/中 間職 (部長-課長間)
	大 学 卒	14	51.0	640,630	1,722	638,908	
	短 大 卒	2	48.3	458,192	1,611	456,581	
	高 校 卒	3	53.1	435,236	0	435,236	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種 系	事 務 課 長	602	50.6	584,099	5,501	578,598	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長/職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	435	49.9	585,327	4,974	580,353	
	短 大 卒	36	52.6	511,570	2,856	508,714	
	高 校 卒	130	52.2	600,729	7,889	592,840	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
技 術 系	技 術 課 長	276	50.7	578,321	10,425	567,896	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長/職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	192	51.0	586,559	8,749	577,810	
	短 大 卒	22	49.8	632,565	24,977	607,588	
	高 校 卒	62	50.1	536,791	8,845	527,946	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下第13表の各表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう(以下第13表の各表において同じ。)

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	事務課長代理	312	46.9	528,021	54,582	473,439	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）
	大学卒	218	45.5	527,031	57,758	469,273	
	短大卒	35	49.0	501,318	56,665	444,653	
	高校卒	57	50.6	546,274	42,675	503,599	
	中学卒	2	43.9	503,016	51,999	451,017	
	技術課長代理	64	47.3	534,893	73,247	461,646	
	大学卒	42	46.6	553,610	76,455	477,155	
	短大卒	7	48.3	510,324	102,992	407,332	
	高校卒	15	48.9	480,597	42,523	438,074	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務係長	576	45.1	472,877	59,680	413,197	【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	382	43.7	464,184	57,987	406,197	
	短大卒	55	47.7	436,589	49,064	387,525	
	高校卒	137	47.5	505,532	68,872	436,660	
	中学卒	2	49.7	544,065	5,776	538,289	
	技術係長	194	43.9	551,590	121,881	429,709	
	大学卒	124	41.5	541,062	119,949	421,113	
	短大卒	19	48.6	538,433	97,125	441,308	
	高校卒	51	48.5	584,899	136,697	448,202	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務主任	408	43.0	376,652	42,425	334,227	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	245	39.7	384,450	50,421	334,029	
	短大卒	58	45.4	344,633	31,274	313,359	
	高校卒	105	48.1	379,139	32,273	346,866	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	260	45.2	435,261	79,239	356,022	
	大学卒	160	44.8	429,747	70,479	359,268	
	短大卒	26	45.7	386,087	68,736	317,351	
	高校卒	73	46.1	469,111	106,275	362,836	
	中学卒	x	x	x	x	x	
職 種	事務係員	1,595	37.8	333,606	43,793	289,813	
	大学卒	1,015	34.2	339,715	47,813	291,902	
	短大卒	219	45.4	320,197	36,486	283,711	
	高校卒	359	42.4	325,353	37,289	288,064	
	中学卒	2	44.0	329,006	22,624	306,382	
	技術係員	840	33.4	372,812	81,190	291,622	
	大学卒	553	31.6	374,776	85,280	289,496	
	短大卒	90	37.4	392,080	91,188	300,892	
	高校卒	195	36.8	356,933	63,651	293,282	
	中学卒	2	51.3	356,379	78,638	277,741	

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下第13表の各表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
				きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円	円
事	支 店 長	18	53.6	825,052	100	824,952	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)		
	大 学 卒	11	53.9	889,725	73	889,652			
	短 大 卒	x	x	x	x	x			
	高 校 卒	6	52.9	759,265	152	759,113			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
務	工 場 長	4	55.2	745,750	861	744,889		【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	4	55.2	745,750	861	744,889			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	—	—	—	—	—			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
・	事 務 部 長	191	53.5	682,335	516	681,819			【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	155	53.5	689,262	456	688,806			
	短 大 卒	7	55.2	676,839	139	676,700			
	高 校 卒	29	53.1	645,934	946	644,988			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
技	技 術 部 長	70	53.8	674,479	542	673,937	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)		
	大 学 卒	52	54.3	691,413	474	690,939			
	短 大 卒	5	53.3	565,976	1,077	564,899			
	高 校 卒	13	52.1	651,916	603	651,313			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
関	事 務 部 次 長	40	51.9	659,779	664	659,115		【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職 (部長－課長間)	
	大 学 卒	33	52.0	676,741	762	675,979			
	短 大 卒	2	54.5	571,619	239	571,380			
	高 校 卒	5	50.7	613,459	358	613,101			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
係	技 術 部 次 長	11	51.6	680,362	1,993	678,369			【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	11	51.6	680,362	1,993	678,369			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	—	—	—	—	—			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
職	事 務 課 長	462	50.4	607,762	5,121	602,641	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職		
	大 学 卒	333	49.6	609,589	4,377	605,212			
	短 大 卒	19	51.4	538,419	2,390	536,029			
	高 校 卒	110	52.4	615,420	7,659	607,761			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
種	技 術 課 長	220	50.8	604,378	12,682	591,696		【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
	大 学 卒	156	51.0	614,055	10,670	603,385			
	短 大 卒	18	49.6	657,317	28,689	628,628			
	高 校 卒	46	50.7	557,251	10,905	546,346			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	事務課長代理	234	46.8	544,237	56,208	488,029	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）
	大学卒	164	45.4	539,374	58,764	480,610	
	短大卒	26	48.4	513,453	57,167	456,286	
	高校卒	42	50.5	576,894	47,613	529,281	
	中学卒	2	43.9	503,016	51,999	451,017	
	技術課長代理	55	47.7	552,435	81,042	471,393	
	大学卒	40	46.8	559,697	79,192	480,505	
	短大卒	6	48.2	522,766	111,004	411,762	
	高校卒	9	50.9	539,199	64,522	474,677	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務係長	410	45.1	487,816	63,558	424,258	【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	261	43.5	478,095	62,724	415,371	
	短大卒	36	47.1	456,742	51,711	405,031	
	高校卒	111	47.4	515,475	70,324	445,151	
	中学卒	2	49.7	544,065	5,776	538,289	
	技術係長	164	43.5	574,844	132,815	442,029	
	大学卒	107	41.2	561,700	129,861	431,839	
	短大卒	14	47.7	579,315	113,943	465,372	
	高校卒	43	48.3	608,826	147,551	461,275	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務主任	253	43.2	382,206	40,586	341,620	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	148	39.6	391,194	51,549	339,645	
	短大卒	38	45.0	350,244	27,323	322,921	
	高校卒	67	48.4	384,145	28,201	355,944	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	190	45.1	454,251	86,865	367,386	
	大学卒	120	44.8	443,318	73,990	369,328	
	短大卒	17	45.0	409,856	83,365	326,491	
	高校卒	53	46.1	502,520	125,584	376,936	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	事務係員	1,039	37.7	338,108	45,675	292,433	
	大学卒	652	33.8	341,458	51,113	290,345	
	短大卒	148	45.6	329,002	36,964	292,038	
	高校卒	237	42.6	335,913	37,208	298,705	
	中学卒	2	44.0	329,006	22,624	306,382	
	技術係員	639	33.1	392,521	92,883	299,638	
	大学卒	412	31.4	398,373	99,014	299,359	
	短大卒	67	36.2	409,661	103,404	306,257	
	高校卒	159	36.4	367,796	70,400	297,396	
	中学卒	x	x	x	x	x	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 部 長	支 店 長	—	—	—	—	—	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
工 場 長	工 場 長	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 長	事 務 部 長	58	52.9	548,704	10,729	537,975	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	38	52.6	558,215	2,948	555,267	
	短 大 卒	3	55.7	488,432	0	488,432	
	高 校 卒	17	53.2	534,700	32,551	502,149	
技 術 部 長	技 術 部 長	22	54.1	537,244	12,139	525,105	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	15	53.9	547,340	4,924	542,416	
	短 大 卒	5	53.6	481,579	22,661	458,918	
	高 校 卒	2	57.5	584,259	54,009	530,250	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	19	54.1	535,602	155	535,447	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職 (部長－課長間)
	大 学 卒	13	54.5	562,402	0	562,402	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	5	51.2	421,979	822	421,157	
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	8	49.7	423,768	403	423,365	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職 (部長－課長間)
	大 学 卒	3	47.1	388,329	0	388,329	
	短 大 卒	2	48.3	458,192	1,611	456,581	
	高 校 卒	3	53.1	435,236	0	435,236	
事 務 課 長	事 務 課 長	135	51.4	489,729	7,182	482,547	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	97	51.2	499,428	7,369	492,059	
	短 大 卒	17	54.5	466,365	3,639	462,726	
	高 校 卒	20	51.0	458,305	10,124	448,181	
技 術 課 長	技 術 課 長	38	49.2	459,056	391	458,665	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	23	50.5	464,949	0	464,949	
	短 大 卒	2	52.4	453,840	0	453,840	
	高 校 卒	13	46.6	449,966	1,103	448,863	

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	事務課長代理	77	47.4	464,013	48,545	415,468	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）
	大学卒	54	46.0	480,361	53,957	426,404	
	短大卒	8	51.7	469,981	61,235	408,746	
	高校卒	15	51.3	388,352	17,209	371,143	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	9	44.0	372,566	1,112	371,454	
	大学卒	2	42.5	393,115	4,265	388,850	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	43.9	367,315	0	367,315	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務係長	162	45.7	410,824	43,138	367,686	【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	120	44.4	418,658	42,487	376,171	
	短大卒	16	52.0	375,173	39,021	336,152	
	高校卒	26	48.6	387,641	51,653	335,988	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	30	48.0	345,546	25,003	320,543	
	大学卒	17	45.2	334,423	20,713	313,710	
	短大卒	5	53.0	346,687	18,247	328,440	
	高校卒	8	50.7	371,584	39,928	331,656	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務主任	144	42.2	369,334	48,921	320,413	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	96	39.7	370,547	47,675	322,872	
	短大卒	16	49.9	355,827	54,329	301,498	
	高校卒	32	45.9	372,801	50,010	322,791	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	43	44.0	334,295	37,328	296,967	
	大学卒	23	43.4	329,512	38,571	290,941	
	短大卒	8	46.8	316,909	27,896	289,013	
	高校卒	11	44.6	344,040	37,434	306,606	
	中学卒	x	x	x	x	x	
職 種	事務係員	494	38.0	322,915	39,019	283,896	
	大学卒	326	35.4	336,625	40,298	296,327	
	短大卒	59	45.8	293,790	35,413	258,377	
	高校卒	109	41.3	293,282	36,890	256,392	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術係員	136	32.9	266,697	21,717	244,980	
	大学卒	97	29.4	258,654	22,236	236,418	
	短大卒	10	39.9	272,788	15,474	257,314	
	高校卒	29	42.9	292,621	22,146	270,475	
	中学卒	—	—	—	—	—	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 長	支 店 長	—	—	—	—	—	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
工 場 長	工 場 長	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 長	事 務 部 長	2	54.0	515,600	10,000	505,600	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
技 術 部 長	技 術 部 長	5	55.4	545,870	0	545,870	
	大 学 卒	3	56.3	557,107	0	557,107	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	—	—	—	—	—	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長	事 務 課 長	5	51.8	368,612	4,944	363,668	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	5	51.8	368,612	4,944	363,668	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長	技 術 課 長	18	50.9	470,706	556	470,150	
	大 学 卒	13	50.8	464,719	627	464,092	
	短 大 卒	2	50.0	482,879	929	481,950	
	高 校 卒	3	52.0	488,533	0	488,533	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考		
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)				
								円	円
事 務	課長代理	x	x	x	x	x	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）		
	大学卒	—	—	—	—	—			
	短大卒	x	x	x	x	x			
	高校卒	—	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技術課長代理	—	—	—	—	—			
	大学卒	—	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技 術	事務係長	4	37.5	280,526	31,323		249,203	【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
		大学卒	x	x	x	x		x	
短大卒		3	40.7	301,548	45,433	256,115			
高校卒		—	—	—	—	—			
中学卒		—	—	—	—	—			
技術係長		—	—	—	—	—			
大学卒		—	—	—	—	—			
短大卒		—	—	—	—	—			
高校卒		—	—	—	—	—			
中学卒		—	—	—	—	—			
関 係		事務主任	11	45.6	259,793	15,116	244,677	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）	
		大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	4	34.5	222,873	2,447	220,426			
	高校卒	6	53.2	269,519	8,319	261,200			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技術主任	27	46.8	435,571	81,761	353,810			
	大学卒	17	46.3	436,063	81,114	354,949			
	短大卒	x	x	x	x	x			
	高校卒	9	47.5	428,604	78,448	350,156			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	職 種	事務係員	62	37.9	318,246	40,044	278,202		
		大学卒	37	35.0	328,174	41,334	286,840		
短大卒		12	39.8	290,466	32,870	257,596			
高校卒		13	44.2	314,001	44,838	269,163			
中学卒		—	—	—	—	—			
技術係員		65	39.0	329,871	48,422	281,449			
大学卒		44	38.8	329,822	49,236	280,586			
短大卒		13	45.1	348,383	55,407	292,976			
高校卒		7	27.4	285,935	27,194	258,741			
中学卒		x	x	x	x	x			

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種						
電話交換手	2	51.5	228,686	36,036	192,650	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛	—	—	—	—	—	
用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種						
大学学長等	16	56.7	788,563	0	788,563	
大学教授	44	53.5	666,067	3,525	662,542	
大学准教授	35	43.5	536,175	12,429	523,746	
大学講師	9	41.1	440,312	9,563	430,749	
大学助教	15	37.4	437,796	4,013	433,783	
高等学校校長	2	62.0	736,449	650	735,799	
高等学校教頭	2	59.0	642,447	1,300	641,147	
高等学校教諭	45	43.1	505,644	14,915	490,729	
研 究 関 係 職 種						
研究所長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研究部(課)長	—	—	—	—	—	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研究室(係)長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の長
主任研究員	2	52.5	464,065	0	464,065	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研究員	3	33.7	322,439	2,343	320,096	
研究補助員	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A) - (B)		
					円	円	
医 療	病 院 長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	15	55.9	1,124,796	103,153	1,021,643	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	13	46.3	848,985	0	848,985	
関 係 職	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	3	60.7	471,333	0	471,333	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	15	41.8	374,201	38,742	335,459	
	診療放射線技師	14	41.3	378,460	11,148	367,312	
	臨床検査技師	14	45.3	410,573	41,482	369,091	
	栄 養 士	4	46.8	354,921	45,046	309,875	
	理学療法士	19	34.8	306,565	17,354	289,211	
種	作 業 療 法 士	13	37.0	309,326	23,240	286,086	
	総 看 護 師 長	3	60.0	482,213	20,062	462,151	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	37	47.2	413,975	43,870	370,105	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	103	35.2	323,364	28,980	294,384	
	准 看 護 師	21	40.4	260,849	26,791	234,058	

第14表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		70.4%
配偶者に家族手当を支給する		59.6%
家族手当制度がない		29.6%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	11,922円
	配偶者と子1人	18,536円
	配偶者と子2人	25,145円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は84.8%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
64.9 %	(28.1) %	(71.9) %	35.1 %

- (注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	%	%	%	%	%	%
500人以上	55.6	44.4	52.4	47.6	51.6	48.4
100人以上500人未満	59.6	40.4	53.8	46.2	53.7	46.3
100人以上500人未満	47.7	52.3	46.8	53.2	44.9	55.1
50人以上100人未満	66.6	33.4	66.2	33.8	65.5	34.5

第17表 対応級表

職 種 名		対 応 級 (行 政 職 給 料 表)		
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満	企 業 規 模 50 人 以 上 100 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	8 級	7 級	6 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	7 級	6 級	5 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	7 級	6 級	5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長	6 級	5 級	4 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	5 級	4 級	3 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	4 級	3 級	3 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	3 級	2 級	2 級
	事 務 ・ 技 術 係 員 (大 学 卒 ・ 短 大 卒) (高 校 卒 ・ 中 学 卒 21 歳 以 上)	2 級	1 級	1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員 (高 校 卒 ・ 中 学 卒 20 歳 以 下)	1 級	1 級	1 級

3 勞働經濟關係資料

第18表 労働経済指標

項目	① 実質国内総生産	雇 用			物 価				生 計 費		
		② 常用雇 用指数 (調査産業計)	③ 有効求 人倍率	④ 完全失 業率 (季節調整値)	⑤ 消費者物価指数(総合)			⑥ 国内企 業物価 指数	⑦ 消費支出 (二人以上の世帯)		
					全 国	大都市	広島市		全 国	大都市	広島市
令和 3年度	% 2.7	% △ 0.4	倍 1.16	% 2.8	% 0.1	% 0.0	% 0.0	% 7.1	円 280,935	円 293,456	円 282,770
令和 4年度	1.4	△ 0.3	1.31	2.6	3.2	3.2	3.6	9.4	% 1.7	% 0.3	% △ 2.5
令和4年 4月		△ 1.1	1.24	2.6	2.5	2.4	2.2	9.9	円 304,510	円 314,799	円 291,990
5月	1.3	△ 0.9	1.25	2.6	2.5	2.4	2.9	9.4	1.2	△ 2.6	5.0
6月		△ 0.6	1.27	2.6	2.4	2.3	2.7	9.6	287,687	297,360	315,934
7月		△ 0.6	1.28	2.6	2.4	2.3	2.7	9.6	2.4	3.0	24.3
8月	△ 0.3	△ 0.5	1.31	2.5	2.6	2.6	2.9	9.3	276,885	280,705	272,322
9月		△ 0.4	1.32	2.6	2.4	2.3	2.7	9.6	6.4	3.1	5.5
10月		△ 0.5	1.34	2.6	2.6	2.6	2.9	9.3	285,313	291,187	302,761
11月	0.0	△ 0.3	1.35	2.5	2.6	2.6	2.9	9.3	6.6	1.5	14.5
12月		△ 0.3	1.36	2.5	3.0	2.9	3.3	9.6	289,974	290,676	294,604
令和5年 1月		0.6	1.35	2.4	3.0	2.9	3.0	10.3	8.8	6.6	7.9
2月	0.9	0.6	1.34	2.6	3.0	2.9	3.0	10.3	280,999	301,699	278,160
3月		0.6	1.32	2.8	3.7	3.7	4.4	9.7	5.9	4.6	△ 5.3
4月		0.7	1.32	2.6	3.7	3.7	4.4	9.7	298,006	312,836	298,151
5月	1.5 (速報値)	0.8	1.31	2.6	3.7	3.7	4.4	9.7	5.7	6.5	3.1
6月		0.6	1.30	2.5	3.8	3.9	4.4	9.9	285,947	309,028	280,468
資料 出所	内閣府	厚生労働省		総務省	総務省			日本銀行	総務省		

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤及び⑥並びに⑧、⑨、⑬及び⑭の下段は令和2年基準である。
 2 ①は前年度比又は前期比である。②、⑤及び⑥並びに⑦、⑧～⑩及び⑬～⑮の下段は前年度比又は前年同月比である。
 3 ②及び⑧～⑰は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ③の令和3年度及び令和4年度は実数値、各月は季節調整値である。

項目	賃 金 ・ 労 働 時 間									
	全 国 (調査産業計)					広 島 県 (調査産業計)				
	⑧ きまって支給する給与	⑨ 所定内給与	⑩ 所定外給与	⑪ 総実労働時間数	⑫ 所定外労働時間数	⑬ きまって支給する給与	⑭ 所定内給与	⑮ 所定外給与	⑯ 総実労働時間数	⑰ 所定外労働時間数
円	円	円	時間	時間	円	円	円	時間	時間	
令和3年度	298,239 1.7	274,444 1.1	23,795 9.4	142.5	11.7	285,483 % 1.1	259,541 % 0.4	25,942 % 9.1	146.5	12.9
令和4年度	304,480 2.1	279,633 1.9	24,847 4.4	143.5	12.2	288,353 1.0	262,644 1.2	25,709 △ 0.9	144.2	12.7
令和4年4月	307,905 2.5	281,865 2.2	26,040 6.7	149.0	12.9	289,173 △ 0.5	263,414 0.3	25,759 △ 7.8	148.1	12.7
5月	301,194 2.2	277,201 1.9	23,993 5.4	137.6	11.7	280,465 △ 0.5	257,327 △ 0.5	23,138 △ 0.3	135.2	11.5
6月	304,007 2.3	280,002 2.1	24,005 5.2	149.6	12.1	285,542 0.0	261,282 0.3	24,260 △ 2.9	151.4	12.5
7月	303,699 2.0	279,066 1.9	24,633 3.8	147.0	12.1	284,829 0.3	259,442 0.7	25,387 △ 3.3	146.0	12.7
8月	301,851 2.3	277,677 2.2	24,174 4.5	139.1	11.3	283,522 △ 0.2	257,105 △ 0.4	26,417 2.7	139.5	12.2
9月	304,032 2.6	279,695 2.2	24,337 7.1	144.0	12.2	283,546 △ 0.6	258,155 △ 0.6	25,391 0.2	141.4	12.4
10月	305,314 2.3	279,874 1.8	25,440 8.5	144.5	12.6	291,776 1.8	265,177 1.8	26,599 1.7	146.4	13.1
11月	305,698 2.6	280,041 2.2	25,657 6.2	146.0	12.6	299,973 4.4	272,509 4.7	27,464 2.2	150.7	13.1
12月	305,890 2.5	280,051 2.3	25,839 4.0	144.2	12.6	294,126 1.9	267,455 2.3	26,671 △ 2.3	147.2	13.3
令和5年1月	303,874 1.7	279,485 1.7	24,389 0.8	135.7	11.8	293,850 3.1	268,251 2.9	25,599 3.8	136.8	12.8
2月	303,526 1.4	279,057 1.5	24,469 0.4	139.7	12.0	288,165 2.1	262,413 2.4	25,752 △ 1.4	143.1	13.1
3月	306,819 1.0	281,620 1.0	25,199 0.7	145.8	12.5	285,264 0.4	259,196 0.7	26,068 △ 2.6	144.1	13.5
4月	310,867 1.0	285,120 1.2	25,747 △ 1.1	148.3	12.6	290,338 0.4	263,873 0.2	26,465 2.7	147.8	13.4
5月	307,674 2.1	283,500 2.2	24,174 0.8	140.9	11.7	283,472 1.1	260,513 1.2	22,959 △ 0.8	135.3	11.6
6月	309,495 1.8	285,211 1.8	24,284 1.2	149.7	11.9	285,457 (速報値) 0.0	260,895 (速報値) △ 0.1	24,562 (速報値) 1.2	148.0 (速報値)	12.7 (速報値)
資料出所	厚生労働省					広島県				

登録番号	広Y6-2023-235
名称	職員の給与等に関する報告及び勧告
編集・発行者	広島市人事委員会事務局調査課 広島市中区国泰寺町1-6-34 (〒730-8586) TEL 082-504-2524 (直通)
発行年月	令和5年9月

